

新座市立第二中学校部活動規定（R7年度）

部活動規定は第二中学校の生徒として誇りを持ち、集団の一員としての自覚と責任ある行動を通して、各部及び第二中学校をより良いものに築いていくためのものである。

1 部活動の目的

部活動は学年や学級の所属を離れ、共通の興味や関心を持つ生徒が集まり、同じ目標に向かって努力する活動です。この部活動を通して生徒に次のような力を培うことを目的としている。

- (1) 学級や学年を離れた集団の中で、互いに認め合い、励まし合い高め合いながら、自己の存在や責任を見つめ、豊かな人間性や社会性を育成する。
- (2) 仲間とともに自主的・自発的に行う活動を通して、競技力の向上のみならず、喜びや生きがいを感じ、最後までやり遂げる力を高める。
- (3) 集団の一員としての自覚を持ち、責任ある行動をとれるようにする。

2 入退部について

(1) 全学年部活動の入部は希望制

- (2) 1年生においては、見学や体験活動ができる仮入部の期間を設ける。
- (3) 入部については、入部届を担任に提出し、顧問の許可が出たら正式に入部となる。
- (4) 2年生・3年生も、活動を希望する生徒は部活動継続届を提出することになる。
- (5) 退部・転部については、生徒の申し出により行われるが、本人と直接担任および顧問が相談し、話し合った上で認めるかどうかを判断します。話し合い終了後、担任から学校指定の用紙を受け取り、必要事項を記入し、担任および顧問に直接提出する。
- (6) 3年生の活動については、運動部は学校総合体育大会において敗退した時点（地区大会、県大会など）で活動を終了とする。文化部においては、活動計画によっては夏休み終了または、大会開催日まで延ばすことがある。また、駅伝大会参加生徒については、大会終了まで通常の活動を行う。
- (7) 3年生の部活引退後の参加については、私立高校進学者、公立高校進学者ともに、合格後に顧問の許可を得てから参加をすることができる。また、体育学科進学者、スポーツ推薦等で進学予定の者については、学年の先生および顧問の先生の許可を得た場合のみ参加することができる。

3 設置部活動

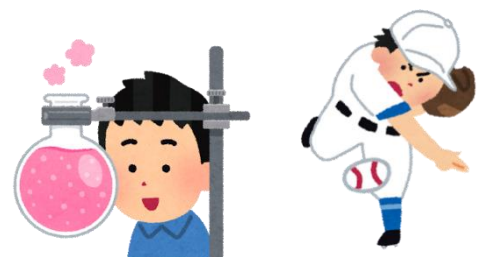
○運動部

陸上競技部、野球部、サッカー部、卓球部（男女）、バスケットボール部（男女）、バレーボール部（女）、剣道部（男女）、ソフトテニス部（男女）、ソフトボール部（女）

○文化部

吹奏楽部、美術部、手芸部、理科工作部、文芸部、囲碁将棋部、演劇部

※運動部において、部はありませんが、柔道や水泳、体操・新体操、硬式テニス等は希望があれば、中体連主催の公式大会に出場することができる。



4 活動について（変更点赤字）

(1)放課後の完全下校時刻は、**通年17：00**です。

※ただし、生徒・保護者・顧問の三者で協議を行い、活動の必要性が認められた場合のみ、年間を通じて17時15分、もしくは17時30分を選択し、延長可能とします。

※朝練習はありません（R4 年度より中止）

※長期休業中、休業日の完全下校時刻も上記と同じです。

(2) **県大会・コンクール等参加の際は30分延長可とするが、17：30を越えて活動することはできない。**（保護者の同意のもと校長判断となる）

(3) **学期に2回、土日を含む5日間連続した休みを確保する。**ただし、大会が近い場合について、まとまった休みを学期に2回取れない場合は、校長の承認を得て保護者にも通知した上で活動をみとめる。

(4) 休日の練習時間については、部活に係る活動方針・練習計画のもと活動を行う。

※なお、**11月14日県民の日は閉庁日として原則活動は行わないものとする。**

(5)活動中の服装及び更衣について

◇平日

- ①練習着は学校指定の体育着（ジャージ・半袖・短パン・ハーフパンツ）とする。また、部で指定された服装を認めます。ただしそれを、授業や清掃時には着ることはできない。
- ②部活動終了後の下校は、制服か体育着、部活指定の服装（午後練習がある場合のみ）とする。
- ③ウインドブレーカーやベンチコートは、学校の既定に準ずる。
- ④サブバッグを持ってくる場合でも、必ず二中バッグは持っていく。
- ⑤再登校の場合は、顧問の指示に従って登校する。

◇休業日

- ①服装は平日の学校生活に準じる。
- ②エナメルバッグ等での登校を認める。（二中バッグを持ち歩く必要はない。）



5 長期休業中の活動について

(1)長期休業日（春季・夏季・冬季）の活動については各部活動の計画に従って活動します。なお健康面などに配慮し、休養日（練習がない日）などを入れて活動していく。

(2)長期休業中の服装などは休業日の活動と同じ扱いとなる。

6 食事について

(1)食事は活動場所や教室でとる。強風や雨天の時は、指定された場所で顧問の指示で食事をする。個人又はグループでの食事は各教室ではできない。（部員の人数が多く活動場所での食事が困難な場合などは、顧問の指示で指定された場所で食事をするができる）

(2)部長は、教室で食事した場合は食事終了後、顧問に報告。後片付けをしっかりとし、部員を速やかに教室から活動場所に移動。（顧問は食事場所が片付いているかを点検し、速やかに活動場所に移動。）

(3)昼食は指示があった場合のみ、弁当等を持参する。昼食を買いにでることはできません。また飲み物は水筒やスクイズボトルに入れて持ってきます。ペットボトルは顧問の許可を得て持参可能です。（熱中症対策等）紙パック・ビン・缶などの飲み物はゴミになるので禁止です。

(4)食事によって出たゴミは、各自持ち帰ります。（学校では捨てられない。）

7 会計

部費を集金している部は会計担当者会議を行う。また、会計監査を行い、年度末に会計報告を提出する。

8 顧問会議及び部長会議

学期に1回以上、必要に応じて顧問会議及び部長会議を行います。



9 その他

- (1) 荷物は活動場所まで持っていく。
- (2) 教室や玄関には練習終了後には戻らずに下校する。
- (3) 自転車は許可された場合のみ認める。雨天時は、カッパの着用が義務付けられている。また、ヘルメットを着用することを推奨する。
- (4) 雨天等の校庭の使用については、顧問の指示に従って活動する。
- (5) 雨天時で校舎内の練習をするときは指定された場所で行っている。滑りやすいため安全面に配慮した練習をする。
- (6) 部室の整理整頓に心掛ける。また、部室には練習に使う物（顧問の許可がある物。ただし、管理は各自の責任で行う）以外の私物を置くことはできない。
- (7) 使用した校庭やコート、体育館のそうじや整備をしっかり行う。
- (8) 保護者の差し入れについては、顧問と連絡を取る。ただし、休業日であっても生徒同士のお土産等の受け渡しは禁止。
- (9) 休業日には原則校舎内には入れない。校庭で活動している部のトイレについては、体育館の横にあるトイレ、武道場下のトイレを使用する。（休業日及び平日も原則として1階の職員用トイレは使用できない）
- (10) これ以外のきまりについては、学校生活のきまりに準ずる。

10 廃部及び部活動の新設について

生徒会規約に準ずる。



新座市立中学校の部活動方針について

新座市では、スポーツ、文化・科学等に親しみ、生徒が生涯にわたって豊かな生活を実現する資質・能力を育む基盤として、持続可能な部活動を運営するために、新座市立中学校の部活動方針を策定しました。

平成30年11月

～部活動の意義～

スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感、互いに協力し合って友情を深めるといった、好ましい人間関係等を育成することができます。

方針の4つのポイント

I 活動時間

○平日は**2時間程度**

※朝練習の時間は含みません。

○休日(長期休業中を含む)は
3時間程度



となります。

II 休養日

○学期中は、**週2日以上**の休養日を設けます。

○平日は少なくとも**1日以上**

○土曜日、日曜日で**1日以上**

※週末に休養日を確保できない場合は、他の日に振り替えます。

○朝練習も週1日以上休養日を設けます。



III 長期休業日の活動

○長期休業中の休養日も、学期中に準じた扱いとなります。

○長期休業中(夏休み・冬休み)は、**一週間程度**(閉庁日を含む)の休養期間(オフシーズン)を設けます。

IV 部活動への加入

○積極的に部活動に加入しましょう。

※部活動は、スポーツや文化・科学に親しみ、豊かな人間形成を図る基礎となります。

○部活動の加入は希望制です。



活動の例外について

① 校長の承認により、**年4回の大会及びコンクール**において、**その開催日の前2週間に限り**、規定によらず活動することができます。

ただし、1週間の活動時間は上限で16時間程度となります。

② 年4回の大会及びコンクールにおいて、上位大会に出場した部活動は、校長の承認により規定によらず活動することができます。

本方針への皆様の御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

発行・問い合わせ 新座市教育委員会



新座市立中学校の部活動方針に関するQ & A



Q：なぜ部活動の方針を策定することになったのですか？

A：部活動については、生徒の身体的負担や学校生活全体におけるバランスを図ることが大切です。また、顧問となる教員の長時間労働につながることや、教員が担当する部活動の経験等がないために、生徒のニーズに必ずしも応えられないこと等の課題があります。このような中、平成30年7月に「埼玉県部活動の在り方に関する方針」（以下「県方針」とする）が示されました。現在、生徒及び教員の負担軽減や教員の生徒に向き合う時間の確保、効率的で効果的な部活動の推進が求められています。そこで、新座市においても、活動時間及び休養日、部活動数の適正化等を含めた部活動方針を策定しました。

Q：部活動の方針はいつから実施されるのですか？

A：平成30年7月に県方針が示され、この度「新座市立中学校の部活動方針」（以下「本方針」とする）を策定しました。今後、本方針を基に各学校では「部活動方針」を年度内に作成することとなります。各学校での「部活動方針」は、**平成31年4月1日から**運用開始となります。

Q：部活動の方針は文化部でも適用されますか？

A：**文化部においても適用**されます。県方針では、運動部活動に加え、文化部も対象とした「部活動全体の方針」と示されています。新座市においても埼玉県と同様に「部活動全体の方針」として本方針を策定しています。

Q：なぜ、部活動の活動時間が示されているのですか？

A：過度な部活動の実施は、けがの要因となったり、バーンアウトを誘引したりします。また、心身の発達期において、部活動だけでなく学習や趣味、さまざまな文化活動に触れることが、将来のためにとても重要であることから、活動時間を示しています。

Q：通常と異なる活動をする場合の活動時間はどのようになりますか？

A：運動部活動における練習試合や、文化部における学校以外の会場を利用して行う活動は、実践を想定した効果的な活動であること、移動も伴うことなどから**活動の例外が適用**されます。ただし、生徒の過度な負担にならないよう示しています。↓